

提 供 年 月 日	令和6年1月22日
担 当 部 課	健康福祉部 介護保険課
担 当 者	橋本す、山本美
連絡先電話番号	077-587-6074

## 第9期野洲市高齢福祉計画・介護保険事業計画(案)に係るパブリックコメントの実施について

本市における高齢者福祉・介護保険事業を推進するための施策展開の基本となる第9期野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)について、介護保険運営協議会で協議を重ね、計画素案を作成しました。

つきましては、「野洲市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、市民の皆さんからの意見募集(パブリックコメント)を実施します。

なお、この計画は、老人福祉法第20条の8の規定、及び介護保険法第117条の規定に基づき策定するものです。

### 記

#### 1.意見募集期間

令和6年1月25日(木)～令和6年2月8日(木)

※各閲覧施設等の執務時間内に限る。

#### 2.閲覧場所

介護保険課、高齢福祉課、市役所本館情報公開コーナー、市民交流センター、野洲図書館、人権センター、各コミュニティセンター(コミュニティセンターみかみ除く)

※市ホームページでも閲覧可能

#### 3.意見提出の方法

意見募集期間内に、住所、氏名、意見(様式自由)を記入の上、郵送、ファクス、Eメール又は持参のいずれかにより提出

#### 4.意見の提出先・問い合わせ先 (①又は②のいずれか)

①〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市役所西別館 健康福祉部介護保険課

電話:077-587-6074 FAX:077-586-2176

E-mail:kaigo@city.yasu.lg.jp

②〒520-2315 野洲市辻町 433 番地 1

野洲市健康福祉センター 健康福祉部高齢福祉課

電話:077-588-2337 FAX:077-586-3668

E-mail:kourei@city.yasu.lg.jp

#### 5.意見の公表

提出された意見は、計画(案)策定の参考とします。回答については、個別には行わず、市のホームページで公表します。

概要版

# 第9期野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 概要版

令和6年度～令和8年度



## 計画策定の趣旨

野洲市（以下、「本市」という）では、75歳以上の後期高齢者人口の割合が高まる一方で、高齢者を支える世代である生産年齢（15～64歳）人口の減少が進んでいます。さらに近年では、認知症高齢者の増加、高齢者虐待、子育てと介護の両方を担うダブルケアといった課題が深刻化している他、激甚化した自然災害への対応や感染症対策等の多様な課題についても対応が求められてきています。

このような背景を踏まえ、本計画は、第8期野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に引き続き、「高齢者が自分らしく生きがいを持って生活し、安心して地域とつながり支え合うお互いさまのまちづくり」を基本理念とし、地域共生社会の実現に向け、高齢者が安心して暮らし続けるための地域包括ケアシステムの推進、及び持続可能な介護保険制度の運営のための事業計画を策定しました。

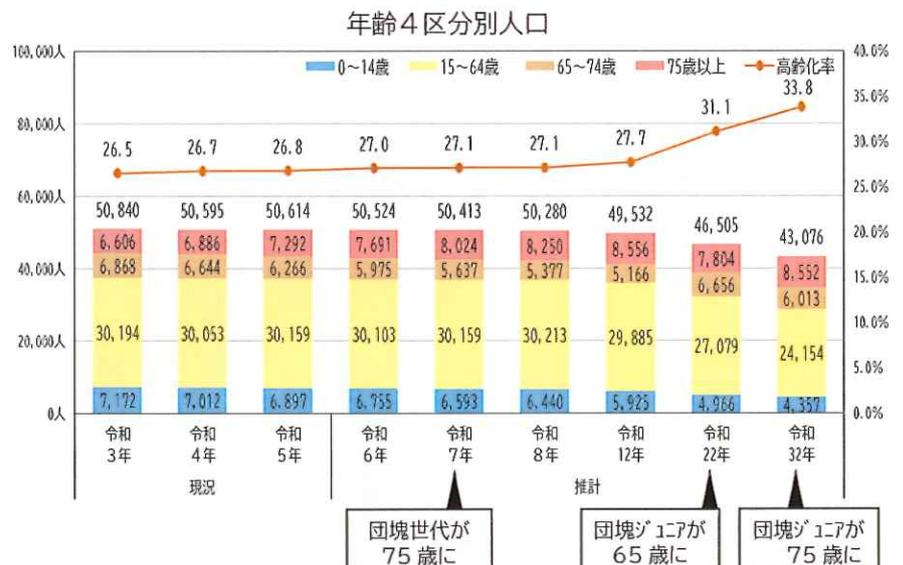
## 計画の計画期間と位置づけ

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。本計画は、老人福祉法（第20条の8第1項）の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法（第117条第1項）の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定する計画です。

## 人口・高齢者の推計

本市の総人口はほぼ横ばいで推移してきましたが、今後減少する見込みです。また、本計画期間内における高齢者人口は微増で推移しますが、75歳以上の高齢者人口が大幅に増加することが予測されます。

令和5年と比較した高齢者の増加数		
	65歳以上	75歳以上
令和7年	+103人	+732人
令和22年	+902人	+512人
令和32年	+1,007人	+1,260人



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）  
令和6年以降は、コーホート変化率法による推計人口を記載

## 認定者数の推計

本市の認定者数（第2号被保険者含む）と認定率は、しばらく増加傾向で推移していくと予測されます。

本市で新規に要介護認定となった人の平均年齢は、80.5歳（令和4年度実績）となっています。よって、認定者数は80歳前後の高齢者人口の動向に合わせて今後も増減すると見込まれます。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4・5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）  
令和6年以降は、「見える化システム」を用いて市独自の推計を行った値を記載

# 計画の基本理念

高齢者が自分らしく生きがいを持って生活し、  
安心して地域とつながり支え合う、お互いさまのまちづくり

～地域で人が共に生きる野洲市をめざして～

## 計画の目標

- 基本目標1 いつまでも元気で暮らせるまちづくり
- 基本目標2 地域で暮らしを支え合うまちづくり
- 基本目標3 介護サービスにより笑顔で暮らせるまちづくり

## 施策の展開

### 基本施策 1 高齢者の健康づくり・介護予防の推進

高齢になっても介護を必要としない日常生活が継続できるよう、健康づくりや介護予防などに関する知識や理解を深めるために、健康教育の出前講座や交流会等を実施し、市民の自主的で主体的な行動につなげます。

おたがいさまサロンの場の拡充や通所型サービスBの立ち上げ・活動支援を行います。

主な事業	(1) 介護予防	<ul style="list-style-type: none"><li>○いきいき百歳体操の活動支援</li><li>○地域リハビリテーション活動支援体制の推進</li><li>○保健事業と介護予防の一体的実施</li><li>○ポピュレーションアプローチの推進</li><li>○健康づくりの推進</li><li>○総合事業の充実</li></ul>
	(2) 高齢者の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>○おたがいさまサロン（高齢者サロン）の活動支援</li><li>○総合事業通所型サービスB活動支援</li></ul>

### 基本施策 2 高齢者の社会参加の促進

ボランティア活動をはじめとした高齢者の地域参加を後押しします。高齢者がこれまで培ってきた能力や経験を活かしつつ、地域に貢献できるような環境づくりや、げんきカードを利用した社会参加を促進します。また、老人クラブの活動継続支援等を通して、地域活動が自身の健康保持や生きがいづくり活動となるだけでなく、相互支援につながることの気運を高めます。

主な事業	(1) 高齢者の社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○高齢者ボランティアの活動支援</li><li>○老人クラブの活動継続支援</li><li>○シルバー人材センターの活動支援</li><li>○げんきカード交付による社会参加の促進</li></ul>
------	----------------	--



### 基本施策 3 地域包括支援センターの機能強化

地域の高齢者の相談にワンストップで対応し、民生委員や教育・福祉分野の関係者との連携による状況把握や、アウトリーチによる継続的・専門的な相談支援を行うなど、包括的な支援体制の構築に努めます。また、高齢化率、要介護認定率がともに高い中主圏域に地域包括支援センターを整備し、課題解決のための体制強化を図ります。

主 業	(1) 総合相談	○中主地域包括支援センターの整備
	(2) 地域ケア会議	○個別地域ケア会議等の開催

### 基本施策 4 安全・安心の地域づくり

高齢者の暮らしのお役立ち情報の提供や、サロンの開催、民生委員等による声掛け・見守り活動等の拡大を推進します。また、社会福祉協議会に配置された生活支援コーディネーターを活用して、地域にあるサービスの把握や必要なサービスを創出するための支援など、生活資源の見える化を進め、地域に応じた生活支援体制の整備を促進します。

災害時等の避難行動要支援者への支援については、行政、地域の支援者、社会福祉協議会、介護事業所等との協議を進めます。また、高齢者の住まいについては、市営住宅の低層階の優先的な供給や、住宅改修の適正な利用促進を図ります。

主 業	(1) 地域ぐるみでの見守り活動	○ひとり歩き認知症高齢者等事前登録・見守りネットワークの協定 ○認知症サポーターの拡充（認知症サポーター養成講座） ○おたがいさまサロン（高齢者サロン）
	(2) 緊急時の通報、災害時の対応	○緊急通報システムの設置 ○福祉避難所等、災害時の避難行動要支援者の安全確保
	(3) 生活支援体制整備の推進	○生活支援体制整備事業 ○地域資源のしおり（高齢者の暮らしのお役立ち情報） ○重層的支援体制整備事業
	(4) 住まいの整備	○介護保険制度の住宅改修 ○高齢者小規模住宅改造助成

### 基本施策 5 在宅医療・介護連携の推進

安全・安心な医療提供の実現のため、入院療養から在宅療養に至るまでの切れ目のない一貫した医療と介護を提供できる体制整備に向け、医療職と介護職との相互連携を推進します。また、在宅での看取りを選択できる市民・家族を増やすための啓発をすると共に、在宅療養に関わる介護保険サービスの紹介やACP（人生会議）についての出前講座を実施します。

主 業	(1) 医療・介護関係の社会資源の把握と情報提供	○医療・介護関係の社会資源の把握・情報提供
	(2) 医療・介護関係者の連携	○在宅ケア部会 ○24時間訪問看護・訪問介護部会 ○在宅療養手帳の交付・活用
	(3) ACP（人生会議）の推進	○ACPに関する理解と連携強化 ○在宅療養手帳の交付・活用



## 基本施策 6 高齢者の人権尊重

高齢者が自分らしく健康的な毎日を過ごすために、支援が必要な人を早期に発見し、相談対応ができる体制の強化や、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、庁内関係課や成年後見センター等と連携します。また、高齢者虐待については、保健・医療・介護サービスの介入や、専門機関への相談・支援を迅速に行うとともに、未然防止のための啓発に努めます。

主な事業	(1) 成年後見制度の利用促進	○成年後見制度利用促進
	(2) 高齢者虐待防止対策の推進	○高齢者虐待防止等啓発 ○高齢者虐待への対応 ○養介護施設従事者等による虐待への対応強化

## 基本施策 7 認知症対策の充実

認知症高齢者等を地域で支えるために、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進します。また、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」や「認知症キャラバン・メイト」を養成します。また、認知症の人や家族が集える「カフェおこしやす」を開催するなど、認知症の人や家族の思いに寄り添いながら、見守り体制の充実を図ります。

主な事業	(1) 切れ目ない支援体制	○認知症初期集中支援事業(認知症の早期発見・早期対応) ○認知症ケアマネジメントの充実
	(2) 認知症に関する理解促進	○認知症サポーターの拡充(認知症サポーター養成講座) ○オレンジガーデニングプロジェクト
	(3) 認知症に関する総合的な取組	○カフェおこしやす(認知症カフェ) ○若年性認知症対策 ○ひとり歩き認知症高齢者等の見守りの充実 ○チームオレンジの設置

## 基本施策 8 サービスの基盤整備と質の向上

サービスの基盤整備やより良いサービスの提供を行うために、サービスの必要量を的確に把握し、計画的に基盤整備を進めると共に、介護人材の育成や確保のための支援策を講じます。

在宅サービスについては、今後、認知症の増加が予測されることから認知症対応型通所介護サービス及び認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備を、また、施設サービスについては、高齢化の進展により待機者の増が予測されることから、住み慣れた地域で暮らしつづけられる地域密着型の特別養護老人ホームの整備を本計画期間中に促します。

本人や家族が必要な時に適切なサービスを安定的に受けられるよう、介護者家族や居宅介護支援事業所等に対する情報提供や、サービス利用に関する相談対応の充実を図ります。

主な事業	(1) 介護保険サービスの基盤整備	○在宅サービスの充実 ○施設サービスの充実
	(2) 介護人材の確保と育成	○人材確保事業 ○人材定着事業 ○人材育成支援事業
	(3) サービスの質の向上	○居宅介護支援事業所連絡会議 ○介護サービス事業所訪問
	(4) 介護者家族への支援	○介護者家族への支援の充実 ○高齢者等おむつ費用助成

## 基本施策 9 介護保険事業の適正な運営

安定した介護保険サービスを継続的に提供していくために、介護保険制度の情報提供やサービス基盤の情報収集、苦情の対応、相談窓口の強化等を行い、保険者機能の強化に努めます。また、認定調査員の質の向上のための研修や個別のケアプランチェックを行い、介護認定と給付の適正化を図ります。

主な事業	(1) 保険者機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要介護認定の適正化</li> <li>○給付の適正化</li> <li>○地域ケア会議の開催とプランチェック</li> <li>○事業所への運営指導</li> </ul>
------	--------------	---

## 介護保険サービス給付費の見込み



### 介護予防・日常生活支援総合事業

平成27年度施行の改正介護保険法に位置付けられた事業で、これまで全国一律の予防給付として提供されていた訪問介護(ホームヘルプ)・通所介護(デイサービス)を、市町村が取り組む地域支援事業に段階的に移行したものです。

要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者(基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態等と診断された者)を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」があります。

地域における均一なサービス提供体制を整えるため、訪問・通所事業者に加えNPO法人など多様な提供体制による受け皿を確保していくとともに、通所型サービスCの拡充や、住民主体による通所型サービスBの充実を図り、高齢者の社会参加を推進していきます。

### ◆介護予防・生活支援サービス事業の見込み

(単位：千円)

サービス種類		令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス	現行相当サービス	2,902	3,600	3,600	3,600
	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)	2,901	2,963	2,963	2,963
	訪問型サービスC(短期集中予防サービス)	255	716	716	716
通所型サービス	現行相当サービス	11,567	11,688	11,688	11,688
	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	22,647	22,885	22,885	22,885
	通所型サービスC(短期集中予防サービス)	1,965	5,000	5,000	5,000
B型・D型サービス		0	3,658	3,838	3,838
介護予防ケアマネジメント		9,800	13,138	13,138	13,138

## 居宅サービス

在宅での介護を中心としたサービスが居宅サービスです。令和8年度に定員10人の短期入所生活介護(ショートステイ)の開設を見込んでいます。

### ◆主なサービス給付費の見込み

(単位：千円)

サービス種類	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護 (ホームヘルプ)	296,316	323,141	339,681	332,887
通所介護 (デイサービス)	370,967	424,124	441,247	437,073
短期入所生活介護 (ショートステイ)	166,845	191,310	202,425	211,788

## 施設サービス

介護保険適用施設に入所し、介護や日常生活上の支援等を受けるサービスが施設サービスです。75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、介護老人福祉施設の利用者の増を見込んでいます。

### ◆主なサービス給付費の見込み

(単位：千円)

サービス種類	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	689,765	746,838	751,226	754,670
介護老人保健施設	530,999	695,132	696,012	696,012

## 地域密着型サービス

市内在住者の利用を原則とした小規模な事業所で行うサービスが地域密着型サービスです。令和5年度に小規模多機能型居宅介護事業所が1か所整備されています。令和8年度に定員29人の地域密着型老人福祉施設、定員18人の認知症対応型共同生活介護及び定員12人の認知症対応型通所介護の開設を見込んでいます。

### ◆主なサービス給付費の見込み

(単位：千円)

サービス種類	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型老人福祉施設	131,134	137,655	137,829	237,350
地域密着型通所介護 (デイサービス)	276,880	288,428	300,237	300,093
小規模多機能型居宅介護	60,492	97,354	104,317	102,547
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	165,323	171,210	171,426	230,778
認知症対応型通所介護	29,292	33,750	35,720	55,123



# 第Ⅰ号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料

必要となる介護サービス量の推計に基づき、介護保険料の設定を行いました。本計画期間中（令和6～8年）の介護保険料（基準額）は\_\_\_\_\_円です。

今後追記

第9期野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

概要版

令和6年3月

発行 野洲市

---

介護保険課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地Ⅰ

T E L 077-587-6074 / F A X 077-586-2176

高齢福祉課

〒520-2315 滋賀県野洲市辻町 433 番地Ⅰ野洲市健康福祉センター内

T E L 077-588-2337 / F A X 077-586-3668